

第171回国際高官セミナー
「不寛容又は差別を動機とする犯罪に対する刑事司法的対処」

1 日程及び参加者

平成31年1月9日(水)から同年2月7日(木)まで
海外参加者9の国と地域から13名
国内参加者6名

2 セミナー概要

平等原理は、人間の尊厳や全ての人々の潜在能力の実現のために必要とされる根本的価値であり、こうした平等原理の重要性は、国連文書によっても繰り返し確認されている。1948年に国連総会で採択された世界人権宣言においては、全ての者がいかなる差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる旨規定されている。2015年に国連総会で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいても、全ての国が国連憲章にのっとり、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍、社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、全ての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することが強調され(パラグラフ19)、このアジェンダが掲げる持続可能な開発目標(SDGs)では、とりわけ

あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する(目標5.1)

人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共、私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する(目標5.2)

2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する(目標10.2)

持続可能な開発のための非差別的な法規及び施策を推進し、実施する(目標16.b)

とされている。

しかしながら、あらゆる不寛容又は差別を動機とする犯罪(以下「不寛容罪」という。)は世界中で発生しており、多くの国で事例が報告されている。人種、民族、宗教又は性的性向に対する偏見を動機とする暴行、脅迫、器物損壊などの犯罪が不寛容罪の典型例であるが、不寛容又は差別的偏見は、時には、(ジェンダーの偏見に基づく)女性に対する性犯罪を含む暴力、殺人、更にはテロリズムなど重大犯罪の要因ともなっている。

また、不寛容罪は、被害者個人、そして、社会全体に対し、通常の犯罪の場合以上に深刻な被害や影響を及ぼしかねない。すなわち、不寛容罪において、犯罪者は、人

種，ジェンダー，宗教など，被害者の生来又は固有の特質や思想・信条にわたる根源的な価値を理由に被害者を攻撃するものであるから，被害者の精神的苦痛は通常の犯罪より重大なものとなりがちである。また，不寛容罪は，被害者が攻撃される理由となったのと共通の特質等を持つ人々やコミュニティにも恐怖や不安を引き起こし得る。こうした負の影響は，被害者と共通の特質等を持つ人々が歴史的に差別被害を受けてきたような場合にはより深刻化する。さらに，不寛容罪は，社会の緊張を発生，増大させることによって，社会の分断や市民の不安をまねき，暴力と報復の負の連鎖を招き得るなど，公の秩序維持や安全保障上の問題をも引き起こしかねない。

このような負の影響に対処するため，国際社会において，不寛容罪の防止や処罰に向けて取り組む必要性は高い。そこで，本セミナーにおいては，講義や比較法的観点に立った議論等を通じて，参加者が，不寛容罪に対処するための法制度，施策及び実務など，各国の不寛容罪の実情及び刑事司法的対処について知識，経験及び理解を深めるとともに，自国の法制度や文化的・社会的な実情に適した刑事司法的対処，特に，捜査，公判における不寛容罪への有効な諸方策を検討して発展させることを目的とする。

3 客員専門家等

本研修においては，アジ研教官による講義のほか，以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。（敬称略）

【客員専門家】（講義順）

クリスティーナ・M・フィンチ 欧州安全保障協力機構 民主制度・人権事務所 寛容と非差別部門部長

マーク・ウォルターズ サセックス大学 法律・政治・社会学校刑法・犯罪学教授

サンタニー・ディトサヤブット タイ検事総長府次長検事秘書官補

ディモステニス・キリシコス 国連薬物・犯罪事務所 犯罪防止・刑事司法担当オフィサー

【外部講師】（講義順）

前田 将太 法務省矯正局成人矯正課 処遇第二係係長

亀卦川 健一 横浜地方検察庁公判部副部長

中島 行雄 法務省人権擁護局参事官

藤島 威 警察庁警備局公安課課長補佐

以上